

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和2年7月22日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000031号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000030号

## 第1 結論

請求者のA社における平成27年12月11日の標準賞与額を22万6,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和50年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年12月11日

請求期間について、A社から賞与が支払われ厚生年金保険料も控除されていたが、賞与の記録がないため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された平成27年分賃金台帳、請求者から提出された賞与支払明細書及び課税庁から提出された平成27年分給与支払報告書(個人別明細書)により、請求者は、請求期間において同社から22万6,000円の標準賞与額に相当する賞与(22万6,800円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(2万145円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年12月11日について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出していなかったことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成27年12月11日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000036号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000031号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年8月5日は20万円、平成15年12月18日は21万円、平成16年12月21日は20万3,000円、平成17年7月15日は22万8,000円、平成17年12月20日は26万7,000円、平成18年12月20日は27万5,000円、平成21年7月24日は25万円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年12月20日及び平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年12月20日及び平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月  
② 平成15年12月  
③ 平成16年12月  
④ 平成17年7月  
⑤ 平成17年12月  
⑥ 平成18年12月  
⑦ 平成21年7月

請求期間にA社から賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の賞与明細書、金融機関への振込履歴及び同社事業

主の回答、同社担当者の陳述、金融機関から提出された請求者の普通預金お取引照合表並びに複数の同僚の賞与に係る明細書から判断して、請求者は、同社から、請求期間①は 20 万円、請求期間②は 21 万円、請求期間③は 20 万 3,000 円、請求期間④は 22 万 8,000 円、請求期間⑤は 26 万 7,000 円、請求期間⑥は 27 万 5,000 円、請求期間⑦は 25 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認又は推認できる。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、上述の金融機関への振込履歴及び普通預金お取引照合表並びに複数の同僚のオンライン記録により、請求期間①は平成 15 年 8 月 5 日、請求期間②は平成 15 年 12 月 18 日、請求期間③は平成 16 年 12 月 21 日、請求期間④は平成 17 年 7 月 15 日、請求期間⑤は平成 17 年 12 月 20 日、請求期間⑥は平成 18 年 12 月 20 日、請求期間⑦は平成 21 年 7 月 24 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 8 月 5 日、平成 15 年 12 月 18 日、平成 16 年 12 月 21 日、平成 17 年 7 月 15 日、平成 17 年 12 月 20 日、平成 18 年 12 月 20 日及び平成 21 年 7 月 24 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000050号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000032号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年8月5日は3万円、平成15年12月18日は7万9,000円、平成16年7月22日は12万3,000円、平成16年12月21日は13万3,000円、平成17年7月15日は13万7,000円、平成17年12月20日は17万2,000円、平成18年7月20日は20万3,000円、平成18年12月20日は20万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年7月22日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日及び平成18年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年7月22日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日及び平成18年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和59年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月5日  
② 平成15年12月18日  
③ 平成16年7月22日  
④ 平成16年12月21日  
⑤ 平成17年7月15日  
⑥ 平成17年12月20日  
⑦ 平成18年7月20日  
⑧ 平成18年12月20日

請求期間にA社から賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたが標準賞与額の記録がない。当該期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

A社は、同社の給与計算及び社会保険に関する事務は関連会社であるB社が行っており、両社は同じ取扱いであった旨回答しているところ、請求者から提出された請求期間に係る金融機関の普通預金お取引照合表及び給与所得の源泉徴収票、A社から提出された金融機関への振込履歴及び請求者の平成18年12月分賞与明細書並びに請求期間に係るB社の従業員の賞与に係る明細書から判断して、請求者は、A社から請求期間①は3万円、請求期間②は7万9,000円、請求期間③は12万3,000円、請求期間④は13万3,000円、請求期間⑤は13万7,000円、請求期間⑥は17万2,000円、請求期間⑦は20万3,000円、請求期間⑧は20万9,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認又は推認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は、平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年7月22日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日及び平成18年12月20日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる資料がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000002 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000004 号

## 第 1 結論

昭和 54 年\*月から昭和 55 年 6 月までの請求期間、昭和 55 年 8 月の請求期間、昭和 55 年 9 月から昭和 60 年 3 月までの請求期間、昭和 61 年 3 月から平成元年 3 月までの請求期間、平成 3 年 4 月から同年 6 月までの請求期間、平成 4 年 4 月から同年 8 月までの請求期間、平成 5 年 3 月の請求期間、平成 6 年 3 月から平成 7 年 10 月までの請求期間、平成 9 年 4 月から平成 11 年 3 月までの請求期間、平成 12 年 3 月の請求期間、平成 13 年 3 月の請求期間、平成 14 年 3 月の請求期間及び平成 15 年 3 月から平成 20 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 34 年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間：① 昭和54年\*月から昭和55年6月まで  
② 昭和55年8月  
③ 昭和55年9月から昭和60年3月まで  
④ 昭和61年3月から平成元年3月まで  
⑤ 平成3年4月から同年6月まで  
⑥ 平成4年4月から同年8月まで  
⑦ 平成5年3月  
⑧ 平成6年3月から平成7年10月まで  
⑨ 平成9年4月から平成11年3月まで  
⑩ 平成12年3月  
⑪ 平成13年3月  
⑫ 平成14年3月  
⑬ 平成15年3月から平成20年6月まで

私は、請求期間について、平成 6 年 3 月までは、A 市に居住し、その後、B 郡 C 町（現在は、A 市）に居住していた。請求期間①及び②の国民年金の加入手続については、20 歳になった昭和 54 年\*月頃に、A 市役所において自身で行い、保険料は、祖父が納付してくれていた。

請求期間③から⑬までの加入手続及び喪失手続については、時期はよく覚えていないが事業所に D 職として採用の際に保険料の領収書の提示を求められ、

保険料を納付していない場合には、採用されなかったので、採用される前に、A市役所又はC町役場でその都度行い、保険料についても、納付時期、保険料額は覚えていないが、A市役所又はC町役場の窓口で現金により納付しており、遡ってまとめて納付したことはない。

請求期間③の加入手続については、平成15年3月に事業所を退職後、時期はよく覚えていないがC町役場で行い、その際に同役場の窓口で退職金により、保険料を納付し、その後は、毎月納付していた。

請求期間①から③までについて、納付していたことが分かる資料はないが、その都度、加入手続を行い、請求期間①及び②については祖父が、請求期間③から③までは自身で保険料を納付していたことは確かであり、未納期間及び未加入期間となっているのは納付できず、過去に自分の姓を複数変更し、名の漢字を複数使用していたため氏名を間違えられたこともあったので調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者は、A市役所において昭和54年\*月頃に自身で加入手続を行い、保険料は祖父が納付してくれていたところ、請求者は保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする祖父は既に亡くなっていることから、請求期間①及び②当時の状況について確認することはできず、請求者に係る当該期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求期間①及び②については、当初、昭和54年\*月から昭和55年8月までの継続した国民年金の被保険者期間であったが、このうち、昭和55年7月21日から同年8月11日までは厚生年金保険の被保険者期間であったことから、平成27年6月25日に記録整備が行われ、その結果、昭和55年7月を厚生年金保険の被保険者期間とする事務処理が行われている。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和57年3月30日に婚姻後の姓で払い出されており、国民年金被保険者名簿には、欄外に「職権」の印が確認でき、備考欄には「昭和57年3月30日新規により処理」の記載があることから、請求者の手帳記号番号は、昭和57年3月30日にA市において職権により払い出されたことが推認され、その際に、昭和54年\*月\*日(20歳到達時)まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間①及び②当時、国民年金に未加入であり、祖父は、当該期間の保険料を現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、請求者は、戸籍により昭和55年9月\*日に婚姻していることが確認できるところ、被保険者台帳予備カードによると、「新保管場所 夫厚年」、「喪失届」、「変更年月日 55.9.\*」、「処理年月日 57.4.21」の記載があることから、元夫が厚生年金保険の被保険者であることを理由に資格喪失日を遡って昭和55年9月\*日とする事務処理が昭和57年4月21日に行われたことが推認できる。

このほか、上述の払出年月日(昭和57年3月30日)を基準とすると、請求期



間①のうち、昭和 54 年\*月から同年 12 月までの保険料は、既に 2 年の時効が成立しており、保険料を遡って納付することもできなかったものと考えられ、請求期間①のうち、昭和 55 年 1 月から同年 6 月までの期間及び請求期間②については、過年度保険料として納付することが可能であったものの、上述のとおり、祖父は既に亡くなっていることから、当時の状況について確認することはできない上、請求者は、婚姻（昭和 55 年 9 月\*日）後に保険料を遡って納付したことはない旨陳述していることから、祖父及び請求者が、昭和 55 年 1 月から同年 6 月までの期間及び請求期間②の保険料を過年度保険料として納付していたと推認する事情までは見いだせない。

2 請求期間③から⑩までについて、請求者は、D職として採用される前に、その都度、A市役所又はC町役場において加入手続を行い、保険料を同市役所又は同役場の窓口で現金にて納付していたと陳述しているものの、加入手続時期、納付金額についての具体的な記憶はないとしており、詳細は不明である。

3 請求期間③及び④について、請求者は、オンライン記録によると、上述のとおり、昭和 55 年 9 月\*日に国民年金の資格を喪失していることが確認できるところ、元夫は、請求期間③及び④当時、厚生年金保険の被保険者であったことから、請求者は、請求期間③は国民年金の任意加入対象者に該当しており、国民年金の加入義務ではなく、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても、請求者が任意加入をしていたことは確認できず、国民年金に未加入とされていることに不自然さは見受けられない。

また、請求期間④について、オンライン記録によると、請求者は、昭和 61 年 3 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、上述のとおり、元夫は請求期間④当時、厚生年金保険の被保険者であったことから、請求者は、請求期間④のうち、昭和 61 年 3 月は国民年金の任意加入対象者に該当しており、国民年金の加入義務ではない上、元夫の厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は、昭和 61 年 4 月から元夫の被扶養配偶者となっていることから、請求期間④のうち、昭和 61 年 4 月以降は、国民年金の第 3 号被保険者に該当し、手続が必要であったところ、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録からは、請求者が昭和 61 年 3 月に任意加入手続を行ったこと、及び昭和 61 年 4 月以降に国民年金の第 3 号被保険者として手続を行ったことは確認できず、請求期間③及び④は未加入期間とされていることから、請求者が当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

4 請求期間⑤から⑦までについて、当該期間は、オンライン記録によると、いずれも厚生年金保険被保険者期間に挟まれた期間であったことから、請求者は、その都度、国民年金の資格取得及び資格喪失の手続を行う必要があったところ、請求期間⑥については、適切に手続が行われているものの、請求期間⑤の資格取得年月日（平成 3 年 4 月 1 日）及び資格喪失年月日（平成 3 年 7 月 29 日）に係る事務処理は、いずれも 1 年近く経過した平成 4 年 6 月 11 日に行われ、請求期間⑦の資格取得年月日（平成 5 年 3 月 31 日）及び資格喪失年月日（平成 5 年 4 月 1 日）に係る事務処理は、いずれも 3 年ほど経過後の平成 8 年 3 月 28 日に行われて

いることが確認できる。このことから、請求者の陳述どおり、その都度、適切に切替手続を行っていたとまでは言い難い。

また、上述の事務処理日を基準とすると、請求期間⑤については、A市役所の窓口で現年度保険料として納付することはできず、請求期間⑦については、既に2年の時効が成立しており、請求者は、遡って納付することもできなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録及びA市の回答等からは、請求者が、請求期間⑤から⑦までの保険料を現年度保険料及び過年度保険料として納付していたことは確認できない。

- 5 戸籍の附票によると、請求者は、平成6年4月13日にC町（現在は、A市）に転居していることが確認できる。

また、A市によると、C町は、平成6年度から保険料の未納者（現年度分のみ）に対して個人通知勧奨を行っていた旨回答しているところ、請求期間⑧及び⑨について、オンライン記録によると、請求者は平成6年3月31日に厚生年金保険の資格を喪失していること、及び請求者に係る同日付けの国民年金の資格取得の事務処理が平成6年5月17日に行われていることが確認できる。なお、請求者は、その都度、国民年金の被保険者に係る資格取得及び資格喪失の手続を行い、保険料を納付したと陳述しているものの、請求期間⑧及び⑨については、継続する国民年金の被保険者期間であることから、請求期間⑧の資格喪失手続及び請求期間⑨の加入手続は不要である上、当該期間について、オンライン記録及びA市の請求者に係る国民年金被保険者名簿（CSV）のいずれにおいても、保険料が納付された記録は確認できない。

- 6 請求期間①から⑧まで（平成8年12月以前）について、国民年金手帳記号番号が制度上使用されていた時期に、祖父及び請求者が保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間①から⑧までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 7 請求期間⑩から⑫までについて、オンライン記録によると、i) 請求期間⑩については、被保険者の資格取得年月日は平成12年3月31日、資格喪失年月日は平成12年4月1日とされているものの、未納期間とされ、保険料の納付記録は確認できないこと、ii) 請求期間⑪については、請求者が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成13年3月31日（D職退職時）を勧奨事象発生年月日として、社会保険事務所（当時）からC町に対し、未加入期間国年適用勧奨関連の書類が送付されているものの、被保険者の記録はなく、未加入期間とされていること、iii) 請求期間⑫については、請求者が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成14年3月31日（D職退職時）を勧奨事象発生年月日として、社会保険事務所からC町に対し、未加入期間国年適用勧奨関連の書類が送付されているものの、被保険者の記録はなく、未加入期間とされていること、iv) A市の請求者に係る国民年金被保険者名簿（CSV）の記録はオンライン記録と一致していること等を踏まえると、請求者が、請求期間⑩から⑫までの加入手続をその都度行い、保険料を納付したと推認することはできない。

- 8 また、請求期間⑨から⑫までについて、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であること等を踏まえると、年金記録の過誤は考え難い。  
さらに、請求者が保険料を納付していたことが确实と認められる関連資料はなく、ほかに請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。
- 9 請求期間⑬について、請求者は、平成15年3月に事業所を退職後、時期はよく覚えていないが、C町役場で国民年金の加入手続を行い、その際に同役場の窓口で退職金により、保険料を納付し、その後は、毎月納付していたと陳述しているものの、オンライン記録及びA市の回答等から、請求者が、請求期間⑬の保険料を納付していたことは確認できない上、平成14年度からは収納事務が国に一元化され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、年金記録の過誤は考え難く、請求者が請求期間⑬の保険料を納付したと推認することはできない。
- 10 請求者は、過去に自分の姓を複数変更したこと、名の漢字を複数使用していたこと等で加入記録が見つからないのではないかと疑念を抱いているところ、請求者の複数の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある漢字、読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の昭和57年3月30日にA市において払い出された国民年金手帳記号番号以外に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。
- 11 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000013 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000005 号

## 第 1 結論

昭和 58 年 7 月から昭和 60 年 8 月までの請求期間及び昭和 61 年 7 月から昭和 63 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 35 年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 58 年 7 月から昭和 60 年 8 月まで

② 昭和 61 年 7 月から昭和 63 年 4 月まで

請求期間①について、私は、昭和 58 年 7 月に転職したが、転職先では厚生年金保険に加入できないことを知ったため、国民年金に加入する必要があると思い、市役所で国民年金の加入手続を行った。保険料については、納付書を用い、仕事の都合が良いときに、市役所や金融機関などで納付したと思う。

また、請求期間②については、昭和 61 年 9 月から 1 年半ぐらい海外に行っていたが、帰国した際に納付書が自宅に送られてきており、保険料を納付しようかどうかとっていたところ、姉や母親から、保険料は納付しないといけなと言われていたので、未納であった保険料の納付について、昭和 63 年 4 月に市役所へ相談に行った。そこで、同じく未納であった国民健康保険税と合わせた金額を聞き、母親からお金を借りて市役所内の金融機関でまとめて納付したと思う。

請求期間①及び②については、国民年金の保険料を納付した記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者について、平成 2 年 8 月 6 日に初めて国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたことが確認できることから、この頃に加入手続が行われ、請求者から提出された年金手帳に記載の国民年金手帳記号番号が、A 市において払い出されたものとみられる。この際、請求者が最初に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 58 年 7 月に遡って国民年金の被保険者資格を取得する事務処理、並びに次の厚生年金保険被保険者資格に伴う国民年金の被保険者資格を喪失及び取得する事務処理が行われ、その後、平成 21 年

に行われた請求者に係る共済組合の組合員記録を基礎年金番号に統合する事務処理に併せて、国民年金の被保険者資格についても、昭和 60 年 9 月に資格を喪失し、昭和 61 年 7 月に資格を取得する記録が追加され、この一連の事務処理により、請求期間①及び②については、未納期間とされている。

請求者は、請求期間①及び②以外の国民年金加入期間において、保険料の未納はない。

しかしながら、上述のとおり、請求者の国民年金加入手続は、平成 2 年 8 月頃に初めて行われ、その際に、昭和 58 年 7 月に遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われていることから、請求期間①及び②当時、請求者は、国民年金に未加入であり、請求者に対し納付書が送付されることはなく、請求者は請求期間①及び②に係る保険料を、請求者が主張する時期に納付することはできなかったものとみられる。

また、請求者の主張に沿って、請求期間①及び②の保険料を納付するためには、上述の国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、当該別の手帳記号番号に基づき被保険者資格を取得していなければ、制度上、請求期間①及び②の保険料を納付することができなかったこととなる。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、平成 2 年 8 月頃に払い出された手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者の氏名及び生年月日について、戸籍によると、請求期間①及び②前後において変更、訂正等はなく、住所地について、請求者は、請求期間①及び②に係る保険料を納付した際の住所地は実家のあった A 市としており、国民年金に係る事務の管轄は変わっていないことを踏まえると、請求期間①及び②に係る国民年金手帳記号番号が払い出されたにもかかわらず、上述の平成 2 年 8 月頃に払い出された手帳記号番号が新たに払い出される可能性は低いものと考えられる。

加えて、上述の平成 2 年 8 月頃を基準とすると、請求期間①及び②の保険料については、既に 2 年の時効が成立しており、請求者は、この時点において、請求期間①及び②の保険料を遡って納付することはできない。

その上、i) 請求期間①について、請求者は、国民年金の加入手続を行うに至った経緯は具体的に述べているものの、保険料の納付時期及び納付場所についての記憶は明確でないこと、ii) 請求期間②について、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料及び国民健康保険税の金額を合わせて納付したと陳述しているものの、その内訳について明確な記憶はないこと、iii) A 市は、請求者に係る国民年金の記録はない旨回答していること、iv) 請求者が、A 市の後に居住した B 市及び C 市の国民年金被保険者名簿においても、請求者が、請求期間①及び②の保険料を納付した形跡は見当たらないことを踏まえると、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付したと推認する事情を見いだせない。

このほか、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連

資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000014 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000006 号

## 第 1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和\*年\*月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 4 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 36 年 4 月から昭和\*年\*月まで  
私の国民年金の加入手続については、昭和 36 年に A 町役場の職員が手続をするために自宅に来たので、その際に行った。保険料については、自宅か自営業をしていた店に毎月集金に来ていたと思う。そのほかに、私の店に働きに来ていた妹と一緒に A 町役場に行って納付したことや、郵便局で納付した記憶もあるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、保険料について、A 町役場、町内会又は金融機関の人が店か自宅へ集金に来たり、郵便局に行って納付をしたこともある旨陳述しているものの、具体的な納付金額やいずれの時期にどの納付方法で納付していたかについては、必ずしも明確に記憶しておらず、請求期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求者の主張に沿って、請求期間の保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出され、当該手帳記号番号に基づき被保険者資格を取得していなければ、制度上、請求期間の保険料を納付することができなかったこととなる。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者は請求期間において国民年金に未加入であったことから、請求期間の保険料を、納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、A 町は、請求者に係る国民年金の記録は確認できない旨回答している上、紙台帳検索システムにおいても、請求者に係る保険料の納付状況を記載した帳票類は索出されないため、請求期間に係る国民年金の加入手続が行われ、保険料が納付されていた形跡は確認できない。

加えて、請求者は、妹と一緒にA町役場に行って保険料を納付したことがある旨陳述しており、請求者の妹も同様の陳述をしているものの、上述のとおり、請求者は請求期間において国民年金に未加入であり、国民年金の被保険者として国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが確認できる妹とは状況が異なることを踏まえると、これらの陳述をもって、請求者の請求期間に係る保険料が納付されていたと推認することはできない。

その上、戸籍及び住民票によると、請求者は、請求期間において、氏名及び生年月日の変更はなく、A町に継続して居住していることから国民年金に係る事務の管轄も変わっておらず、請求期間は\*か月と長期間であり、記録誤り、記録漏れが、これだけ長期にわたって継続することは、考え難い。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000015号

厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第2000002号

## 第1 結論

昭和38年3月16日から昭和43年5月16日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和19年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年3月16日から昭和43年5月16日まで

支給済期間 : ① 昭和38年3月16日から昭和42年9月21日まで  
② 昭和42年9月21日から昭和43年5月16日まで

請求期間について、脱退手当金が支給済とされているが、受け取った覚えはない。脱退手当金裁定請求書も確認したが、請求したこともないので、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間の脱退手当金の請求書類として日本年金機構から提出された脱退手当金裁定請求書には、請求者の資格喪失日より後の昭和43年10月26日に当該請求書を受け付けたことを示すA社会保険事務所の印があり、約3か月後の昭和44年1月28日に支払事務の処理が行われたことを示す同社会保険事務所の印が確認できる。

また、請求期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が確認できる上、脱退手当金裁定請求書の関係書類である脱退手当金支給決定伺には、脱退手当金の支給金額(2万9,565円)が記載されているところ、その金額はオンライン記録により確認できる脱退手当金の支給額と一致しており、計算上の誤りはなく、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。